

一般社団法人岐阜県障がい者スポーツ協会
岐阜県福祉友愛プールの利用料金減免に関する取り扱い要領

(総則)

第1条 この要領は、岐阜県福祉友愛プール条例（平成27年岐阜県条例第54号）及び岐阜県福祉友愛プール条例施行規則（平成28年岐阜県規則第5号）に基づき、指定管理者である（一社）岐阜県障がい者スポーツ協会（以下、「協会」という。）が行う岐阜県福祉友愛プールの利用料金減免の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 岐阜県福祉友愛プール条例第7条第4項に定める「公益上その他特別の理由があると認める場合」に基づき、協会が利用料金の減免を承認する基準は、別表のとおりとする。

(減免の手続き)

第3条 利用料の減免を受けようとする者は、岐阜県福祉友愛プール条例施行規則第8条第2項において定める様式により協会に申請するものとする。

2 前項の申請が別表の各区分の一に該当する場合は、指定管理者は利用料の減免を承認するものとする。

附則

この要領は、平成28年12月1日から適用する。

別表

岐阜県福祉友愛プールの利用料金減免基準

区分		減免基準	対象等
1 温水 プール	1 全額 免除	ア 岐阜県又は岐阜県教育委員会 が主催する行事	①岐阜県とは、知事部局各課及び警察本部をいう。 ②岐阜県又は岐阜県教育委員会には各現地機関も 含む。ただし、県立学校が実施する行事及び部活 動は除く。
		イ 協会が主催する行事	① 協会が、岐阜県（障害福祉課等）からの委託を 受けて実施する事業及び自主事業並びに指定管 理者として実施する事業をいう。
		ウ その他、公益上特に必要と認 める行事	①限定的に解釈する。
	2 半額 免除	ア 国際又は全国レベルの公式の 競技会等であって、岐阜県又は岐 阜県教育委員会若しくは協会が 誘致した行事	①岐阜県又は岐阜県教育委員会若しくは協会が誘 致した行事で、公益上特に必要と認める行事をい う。 ②行事には、競技会のほか、競技会に伴って実施す る公式練習を含む。 ③行事には、国際レベルの大会に参加する選手の強 化合宿等を含む。
2 会議 室	1 全額 免除	ア 障がい者団体等による行事	①障がい者団体等とは、岐阜県障害者社会参加推進 センター加盟団体及び障がい者が主たる構成員 となっている任意団体等をいう。
		イ 利用者のうち1／2以上が障 がい者である行事	
		ウ 温水プールの全部利用の全額 免除を受けて実施する行事	①温水プールの全部利用により実施する行事にお いて会議室を行事の運営に必要な用途（運営事務 局、関係者控室等）に利用する場合に限る。
		エ その他、公益上特に必要と認 める行事	
	2 半額 免除	ア 利用者に障がい者が含まれる 行事	①利用者に含まれる障がい者の人数が、1名以上で あり、かつ1／2以下の場合をいう。
		イ その他、公益上特に必要と認 める行事	

※温水プール利用料金の減免は、全部利用又はコース利用の場合に限る。